

○ 「土地基本方針」とは

- 「土地基本方針」は、令和2年の土地基本法の抜本改正において制度化。関係省庁が一体性を持って人口減少時代に対応した土地政策を講じることができるよう、当面の今後の施策の方向性を具体化するもの。
- 土地基本法上、改定ルールは法定されておらず、土地基本方針において「社会経済情勢の変化等を踏まえた所要の見直しを適時行う」旨が定められている。

○ 改定プロセスを検討するに当たって留意すべき点

- ある分野の施策の方向性は、一般的に、個々の施策の遂行に一定程度の時間を要することを念頭に置いてある程度の時間的幅をもって定められるべきものと考えられる。また、改定ルールがない中では、改定すること自体が自己目的化してしまい、その本来的機能に照らして、必ずしも適切とは言い難いのではないかと考えられる。
- 実態としても、毎年策定される所有者不明土地等対策関係閣僚会議の基本方針や政府の骨太方針、土地白書の施策報告部分との差がなくなり、土地基本方針の有する上位方針的な側面が損なわれる懸念もある。

以下のような改定プロセスとすることについて、
ご議論いただきたい。

○ 改定プロセス(案)

- 土地政策が、土地の利用・管理に関する諸制度・施策、社会資本整備等に関する諸政策と密接な関連を有するものであることを踏まえ、例えば、国土利用計画・国土形成計画(全国計画)、社会資本整備重点計画等の基本計画等の改定を踏まえ、概ね5年ごとに改定することを基本とすることが適当ではないか。ただし、国民生活に大きな影響を及ぼすような重要な制度改正が実施された場合、社会経済情勢の変化があった場合等には、5年ごとの改定を待たずに改定することが適当ではないか。
- あわせて、土地基本方針の実効性を高めるため、次回改定までの間、毎年フォローアップを行うこととし、国土審議会土地政策分科会企画部会においてご議論いただき、HP等で公表することとすることが適当ではないか。